

○道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程

昭和47年9月26日
公安委員会規程第1号

〔沿革〕 昭和54年4月公安委員会規程第2号、60年12月第2号、平成2年8月第2号、4年10月第2号、6年4月第2号、8年8月第2号、10年10月第4号、13年3月第1号、14年5月第3号、17年4月第1号、18年8月第3号、19年5月第3号、7月第4号、21年2月第1号、5月第5号、22年9月第3号、24年12月第4号、25年3月第3号、5月第4号、26年3月第1号、5月第3号、27年5月第1号、29年2月第3号、31年3月第1号、令和2年6月第3号、4年5月第4号、5年6月第3号、7年3月第2号改正

道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程を次のように定める。

道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 講習等（第4条—第15条）

第3章 講習等の委託（第16条—第18条）

第4章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第207号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号。以下「施行細則」という。）の規定に基づく講習、認知機能検査及び運転技能検査（以下「講習等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（講習等の実施区分）

第2条 認知機能検査、運転技能検査及び法第108条の2第1項第1号、第3号から第9号まで若しくは第11号から第13号までに掲げる講習又は同条第2項に規定する講習は、岩手県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に、又は岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委託した者（以下「被委託者」という。）に行わせるものとする。

2 法第108条の2第1項第2号、第10号及び第14号に掲げる講習は、警察本部長に、又は公安委員会が指定した者に行わせるものとする。

3 法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号又は第 16 号に掲げる講習及び認知機能検査員講習は、警察本部長に行わせるものとする。

(講習等の場所)

第3条 講習等は、公安委員会が指定する場所において行うものとする。

第2章 講習等

(安全運転管理者等講習の時間等)

第4条 安全運転管理者及び副安全運転管理者講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の時間は、6 時間とし、1 回当たりの講習人員は、おおむね 100 人以内とする。
(安全運転管理者等講習の科目等)

第5条 安全運転管理者等講習の科目及び時間割の基準は、別表第 1 のとおりとする。

(取消処分者講習の時間等)

第6条 取消処分者講習の時間は、2 日間で 13 時間とし、1 回当たりの講習人員は 9 人以内とする。

(取消処分者講習の科目等)

第7条 酒気帯び運転等の違反者に対する取消処分者講習（以下「飲酒取消講習」という。）及び飲酒取消講習の対象者以外の者に対する取消処分者講習（以下単に「取消処分者講習」という。）の科目及び時間割の基準は、別表第 2 のとおりとする。
(停止処分者講習の学級編成)

第8条 停止処分者講習は、次表に掲げる区分により、特別学級及び一般学級に分けて行うことができる。

学級種別		対象
特別学級	二輪学級	二輪車の運転について指導する必要があると認められる者
	飲酒学級	飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる者
	速度学級	速度の危険性について指導する必要性があると認められる者
	その他の学級	その他特に学級を編成し、指導する必要があると認められる者
一般学級		特別学級対象以外の者

2 前項の学級の編成は、次に掲げる人員を基準として行うものとする。

- (1) 処分期間が 40 日未満の者に対する講習（以下「短期講習」という。）については、おおむね 50 人以内
- (2) 処分期間が 40 日以上 90 日未満の者に対する講習（以下「中期講習」という。）については、おおむね 30 人以内
- (3) 処分期間が 90 日以上の者に対する講習（以下「長期講習」という。）については、おおむね 30 人以内
(停止処分者講習の科目等)

第9条 停止処分者講習の科目及び時間割の基準は、別表第 3 のとおりとする。

(停止処分期間の短縮等)

第10条 停止処分者講習を受けた者について考査を行い、別表第4に定める基準により処分期間を短縮する。

2 前項の考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。この場合において、再考査の成績が50パーセント以上であるときは、別表第4の考査成績が可の場合の基準により処分期間を短縮する。

(大型車講習、中型車講習及び準中型自動車を使用した準中型車講習の人員)

第10条の2 大型車講習、中型車講習及び準中型自動車を使用した準中型車講習の講習人員は、講習指導員1人当たり、次の表の左欄に掲げる講習事項に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

講習事項	講習人員
貨物自動車の特性を理解した運転	1人
危険を予測した運転	3人以内(受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習(以下「コメントアリーダイビング」という。)にあっては、1人)
危険予測ディスカッション	受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人員
夜間の運転	3人以内
悪条件下での運転	3人以内

(大型車講習、中型車講習及び準中型自動車を使用した準中型車講習の科目等)

第10条の2の2 大型車講習、中型車講習及び準中型自動車を使用した準中型車講習の科目及び時間割の基準は、別表第4の2のとおりとする。

(普通自動車を使用した準中型車講習及び普通車講習の人員)

第10条の2の3 普通自動車を使用した準中型車講習及び普通車講習の講習人員は、講習指導員1人当たり3人以内とする。

(普通自動車を使用した準中型車講習及び普通車講習の科目等)

第10条の3 普通自動車を使用した準中型車講習及び普通車講習の科目及び時間割の基準は、別表第4の2の2のとおりとする。

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の人員)

第10条の4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習人員は、講習指導員1人当たり3人以内とする。

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の科目等)

第10条の4の2 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の科目及び時間割の基準は、別表第4の3のとおりとする。

(原付講習の人員)

第10条の5 原付講習の1回当たりの講習人員は、おおむね40人以内とする。

(原付講習の科目等)

第10条の6 原付講習の科目及び時間割の基準は、別表第4の3の2のとおりとする。

(大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の人員)

第10条の7 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習人員は、講習指導員1人当たり、次の表の左欄に掲げる講習事項に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

講習事項	講習人員
危険を予測した運転	3人以内(コメントアリードライビングにあっては、1人)
危険予測ディスカッション	受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人員
夜間の運転	3人以内
悪条件下での運転	3人以内
身体障害者等への対応	6人以内

備考
危険を予測した運転と危険予測ディスカッションを連続して3時間以上行う場合において行うコメントアリードライビングについてのみ、講習人員を3人以内とすることができる。

(大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の科目等)

第10条の7の2 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の科目及び時間割の基準は、別表第4の3の3のとおりとする。

(応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二)の人員)

第10条の8 応急救護処置講習(一)及び応急救護処置講習(二)の講習人員は、講習指導員1人当たり10人以内とする。

(応急救護処置講習(一)の科目等)

第10条の9 応急救護処置講習(一)の科目及び時間割の基準は、別表第4の4のとおりとする。

(応急救護処置講習(二)の科目等)

第10条の10 応急救護処置講習(二)の科目及び時間割の基準は、別表第4の4の2のとおりとする。

(指導員等講習の人員)

第11条 指定自動車教習所職員講習(以下「指導員等講習」という。)の1回当たりの講習人員は、おおむね50人以内とする。

(指導員等講習の科目等)

第12条 指導員等講習の科目及び時間割の基準は、別表第5のとおりとする。

(初心運転者講習の人員)

第13条 初心運転者講習の1回当たりの講習人員は、15人以内とする。ただし、路上における運転演習については、講習指導員1人当たり3人以内とする。

(初心運転者講習の科目等)

第13条の2 初心運転者講習の科目及び時間割の基準は、別表第6のとおりとする。

(更新時講習の区分等)

第14条 更新時講習の区分は、優良運転者に対する講習、一般運転者に対する講習、違反運転者に対する講習（施行規則第38条第11項第1号の表の第1欄（以下「更新時講習区分欄」という。）の3の項に規定する講習）及び初回更新者に対する講習（更新時講習区分欄の4の項に規定する講習）とする。

- 2 優良運転者に対する講習及び一般運転者に対する講習については、定時集合方式で講習指導員が受講者の対面で実施する方法による講習（以下「対面講習」という。）又はオンライン講習（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法で、施行規則第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行う講習をいう。）により実施するものとする。
- 3 違反運転者に対する講習及び初回更新者に対する講習については、対面講習で実施するものとする。

（優良運転者に対する講習の人員）

第14条の2 対面講習における優良運転者に対する講習の1回当たりの講習人員は、おおむね100人以内とする。

（優良運転者に対する講習の科目等）

第14条の2の2 優良運転者に対する講習の科目及び時間割の基準は、別表第7のとおりとする。

（一般運転者に対する講習の人員）

第14条の3 対面講習における一般運転者に対する講習の1回当たりの講習人員は、おおむね50人以内とする。

（一般運転者に対する講習の科目等）

第14条の3の2 一般運転者に対する講習の科目及び時間割の基準は、別表第7の2のとおりとする。

（違反運転者に対する講習の人員）

第14条の4 違反運転者に対する講習の1回当たりの講習人員は、おおむね30人以内とする。

（違反運転者に対する講習の科目等）

第14条の4の2 違反運転者に対する講習の科目及び時間割の基準は、別表第7の3のとおりとする。

（違反運転者に対する講習の学級編成）

第14条の4の3 違反運転者に対する講習は、特別学級及び一般学級に分けて行うことができる。

- 2 特別学級は、高齢者、青年、二輪学級その他の講習を受けることが適切と認められる者により学級を編成する。

（初回更新者に対する講習の人員）

第14条の5 初回更新者に対する講習の1回当たりの講習人員は、おおむね30人以内とする。

（初回更新者に対する講習の科目等）

第14条の5の2 初回更新者に対する講習の科目及び時間割の基準は、別表第8のとおりとする。

(高齢者講習の区分)

第14条の6 高齢者講習は、施行規則第38条第12項第4号の定めのとおり、2時間の講習と1時間の講習に区分する。

(高齢者講習の人員)

第14条の7 高齢者講習の1回当たりの講習人員は、講習指導員1名につきおおむね5人以内とする。

(高齢者講習の科目等)

第14条の8 高齢者講習の科目及び時間割の基準は、別表第9のとおりとする。

(特定任意高齢者講習の区分)

第14条の9 特定任意高齢者講習は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条第4号の定めのとおり、2時間の講習と1時間の講習に区分する。

(特定任意高齢者講習の学級編成)

第14条の9の2 特定任意高齢者講習の区分ごとの学級編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成すること。

(特定任意高齢者講習の科目等)

第14条の9の3 特定任意高齢者講習の科目及び時間割の基準は、別表第9の2のとおりとする。

(違反者講習の区分)

第14条の10 違反者講習は、講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）を含む講習及び社会参加活動を含まない講習に区分する。

(違反者講習の学級編成)

第14条の10の2 違反者講習の区分ごとの学級の編成は、四輪学級及び二輪学級とする。

(違反者講習の人員)

第14条の10の3 違反者講習の各学級の1回当たりの講習人員は、12人以内とする。ただし、運転適性についての診断と指導については、講習指導員1人当たり3人以内とする。

(違反者講習の科目等)

第14条の10の4 違反者講習の科目及び時間割の基準は、別表第10のとおりとする。

(若年運転者講習の人員)

第14条の11 若年運転者講習の1回当たりの講習人員は、1学級3人以内とする。

(若年運転者講習の科目等)

第14条の12 若年運転者講習の科目及び時間割の基準は、別表第11のとおりとする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の人員)

第14条の12の2 特定小型原動機付自転車運転者講習の1回当たりの講習人員は、おおむね3人以内とする。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の科目等)

第 14 条の 12 の 3 特定小型原動機付自転車運転者講習の科目及び時間割の基準は、別表第 11 の 2 のとおりとする。

(自転車運転者講習の人員)

第 14 条の 13 自転車運転者講習の 1 回当たりの講習人員は、おおむね 3 人以内とする。

(自転車運転者講習の科目等)

第 14 条の 13 の 2 自転車運転者講習の科目及び時間割の基準は、別表第 12 のとおりとする。
(特定任意講習の人員)

第 14 条の 14 特定任意講習の 1 回当たりの講習人員は、おおむね 20 人以上とする。
(特定任意講習の科目等)

第 14 条の 15 特定任意講習の科目及び時間割の基準は、別表第 13 のとおりとする。
(認知機能検査員講習の項目等)

第 15 条 認知機能検査員講習の項目及び時間割は、別表第 14 のとおりとする。

第 3 章 講習等の委託

(講習等の委託条件等)

第 16 条 公安委員会が講習等を委託する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習等は、法、令、施行規則、施行細則及びこの規程に定める基準に従つて実施すること。
 - (2) 認知機能検査は、別表第 15 に掲げる認知機能検査員の要件を満たす者によって行うこと。
 - (3) 運転技能検査は、別表第 15 の 7 に掲げる高齢者講習指導員の要件を満たす者によって行うこと。
 - (4) 講習は、別表第 15 の 2 から 7 までに掲げる講習指導員の要件のうち当該講習に係る講習指導員の要件を満たす者によって行うこと。
- 2 公安委員会は、講習等が前項に違背して行われている場合その他委託条件に著しい違約があつた場合は、講習等の委託を解除することができる。
- 3 公安委員会は、講習指導員又は認知機能検査員（以下「講習指導員等」という。）が免許の取消し又はその効力の停止を受けたとき、講習等について不正な行為をしたとき、その他講習指導員等として適当でないと認められる事情が生じたときは、必要な期間その者の業務を停止することができる。

(講習指導員等の資格審査申請)

第 17 条 認知機能検査員の資格審査を受けようとする者（年齢が 21 歳以上で、認知機能検査員講習終了証明書の交付を受けた者を除く。）は、認知機能検査員資格審査申請書（様式第 1 号）に、講習指導員の資格審査を受けようとする者は、講習指導員資格審査申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類（認知機能検査員、社会参加活動担当者（違反者講習の講習内容のうち、社会参加活動の体験をさせることのみを担当する者をいう。以下同じ。）又は応急救護処置講習指導員に係る資格審査を受けようとする者にあっては、第 1 号及び第 5 号に掲げる書類）を添え、公安委員会に申請しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 運転記録証明書
- (3) 運転免許経歴証明書

- (4) 運転免許証の写し
 - (5) 教習指導員資格者証、二輪車安全運転指導員認定証、研修等修了証書等要件を疎明する書面の写し
- 2 公安委員会は、前項の申請により別表第15に掲げる講習指導員等の要件を審査し、講習指導員等としての資格を有すると認める者に、認知機能検査員資格者証（様式第3号）又は講習指導員資格者証（様式第4号）を交付する。
- （講習等の実施結果の報告）

第18条 被委託者は、認知機能検査又は運転技能検査が終了したときは検査実施結果報告書（様式第5号）により、講習が終了したときは講習実施結果報告書（様式第6号）により、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

第4章 補則
(実施の細目)

第19条 この規程の実施に関し、必要な細目は警察本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年9月26日から施行する。
- 2 免許の保留、免許の停止または自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習および処分期間の短縮等に関する規程（昭和40年岩手県公安委員会規程第2号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、旧規程第4条の規定により、公安委員会の審査に合格している者は、第15条の規定による公安委員会の審査に合格したものとみなす。

附 則（昭和54年4月10日公安委員会規程第2号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年12月17日公安委員会規程第2号）

この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成2年8月21日公安委員会規程第2号）

- 1 この規程は、平成2年9月1日から施行する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号の規定による講習については、改正前の道路交通法第108条の2の規定に基づく講習に関する規程第4条、第5条及び第19条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成4年10月20日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年4月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成8年8月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年10月6日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成10年10月6日から施行する。

附 則（平成13年3月13日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年 5 月 28 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 12 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 8 月 22 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 22 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。ただし、別表第 4 の 4 及び別表第 4 の 4 の 2 の改正部分は、同年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 7 月 17 日公安委員会規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 7 月 17 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 1 項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 54 号）による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 211 条第 1 項（刑法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対するこの規程による改正後の道路交通法第 108 条の 2 の規定に基づく講習に関する規程別表第 11 の規定の適用については、同表中「第 211 条第 2 項の罪」とあるのは、「第 211 条第 2 項の罪、刑法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 54 号）による改正前の刑法第 211 条第 1 項（刑法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪」とする。

附 則 (平成 21 年 2 月 10 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 27 日公安委員会規程第 5 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 27 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 14 条の 6 、第 14 条の 9 の 4 、第 16 条（第 3 項を除く。）、第 19 条、別表第 9 及び別表第 9 の 3 の改正規定並びに様式第 7 号を加える規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程（以下「新規程」という。）第 14 条の 6 及び第 14 条の 9 の 4 の規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 90 号）附則第 5 条第 2 項に定める者について適用し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 101 条第 1 項の更新期間が満了する日（法第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新を申請する者にあっては、当該申請をする日）がこの規程の施行の日から平成 21 年 11 月 30 日までの間である免許証の更新を受けようとする者については同規定中の「免許証の更新期間が満了する日における年齢」が 70 歳以上 75 歳未満であるものとして適用する。
- 3 この規程の施行前に新規程別表第 10 の 3 備考欄に掲げる講習を終了した者であって、同講習に係る自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する補充講習又は伝達補充講習（以下「伝達補充講習等」という。）を受けた者については、同講習を終了した者とみなす。
- 4 この規程の施行前にこの規程による改正前の道路交通法第 108 条の 2 の規定に基づく講習に関する規程別表第 11 の 6 に掲げる高齢者講習及び特定任意高齢者講習指導員の要件を充足

する者であって、伝達補充講習等又はこれと同等以上のものと認められる研修を終了した者は、新規程別表第11の6に掲げる高齢者講習及び特定任意高齢者講習指導員の要件（以下「新規程による要件」という。）を充足する者とみなす。

- 5 平成21年4月1日からこの規程の施行前に新規程による要件の研修等の項の2に掲げる研修を修了した者は、同研修を修了したものとみなす。

附 則（平成22年9月15日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

附 則（平成24年12月19日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成24年12月19日から施行する。

附 則（平成25年3月27日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月8日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成25年5月8日から施行する。

附 則（平成26年3月19日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第10の3備考及び別表第11の改正規定は、平成26年3月19日から施行する。

附 則（平成26年5月15日公安委員会規程第3号）

- 1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。

- 2 この規程の施行前に道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「法」という。）附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項（法附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）又は刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対するこの規程による改正後の道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程別表第11の規定の適用については、同表中「第6条まで」とあるのは、「第6条までの罪、同法附則第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第14条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪、刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）による改正前の刑法第211条第1項（刑法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）」とする。

附 則（平成27年5月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条中表1の項の改正部分は、同年5月20日から施行する。

附 則（平成29年2月22日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成31年3月15日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和2年6月30日から施行する。

附 則 (令和4年5月10日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年6月21日公安委員会規程第3号)

1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

2 この規程による改正後の道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程に定める様式は、この規程の施行の日以後に提出し、又は交付する申請等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等については、なお従前の例による。

3 この規程による改正前の道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年3月21日公安委員会規程第2号)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

安全運転管理者等講習の科目及び時間割に関する基準

講習の科目	時間(分)
道路交通の現状と交通事故の実態	60
法令の知識	60
安全運転のための知識	90
安全運転管理についての心構えと方法	90
交通事故と賠償	60
講習時間合計	360

別表第2 (第7条関係)

取消処分者講習の科目及び時間割の基準

1 飲酒取消講習

日	講習の科目	時間
	四輪・二輪(原付)	四輪・二輪(原付)
第1日	呼気検査及び運転適性検査	70分
	導入	40分
	性格と運転	60分
	運転技能診断	90分
	適性診断結果による指導助言	60分
	アルコールスクリーニングテスト	10分
	ブリーフ・インターベンション①	90分
第2日	呼気検査	10分
	危険予知運転	60分

技能診断	60 分
安全運転への指導助言	60 分
ブリーフ・インターベンション②	60 分
ディスカッション	50 分
講習の総括	60 分
講習時間合計	780 分 (13 時間)

2 取消処分者講習

日	講習の科目	時間
	四輪・二輪（原付）	四輪・二輪（原付）
第 1 日	運転適性検査	60 分
	導入	60 分
	性格と運転	60 分
	適性診断結果による指導助言	60 分
	運転技能診断	120 分
	ディスカッション指導	60 分
第 2 日	危険予知運転	60 分
	技能診断	150 分
	安全運転への指導助言	90 分
	講習の総括	60 分
講習時間合計		780 分 (13 時間)

別表第3（第9条関係）

停止処分者講習の講習科目及び時間割に関する基準

1 四輪運転者用

講習科目	講習細目	時間（分）		
		短期講習	中期講習	長期講習
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	30 (30)	60 (60)	60 (60)
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			

5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力			
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故と故障時の措置	90 (20)	150 (30)	150 (30)
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法			60 (60)	120 (120)
8 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚	(90)	(120)	(120)
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	180 (160)	120 (120)	120 (120)
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 (120)	150 (150)
11 面接指導		30 (30)	60 (60)	90 (90)
	考查	30 (30)	30 (30)	30 (30)
講習時間合計		360 (360)	600 (600)	720 (720)

備考 講習時間の欄に掲げる数字のうち、() 内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

2 二輪運転者用

講習科目	講習細目	時間 (分)		
		短期講習	中期講習	長期講習
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例	30 (30)	60 (60)	60 (60)

	(4) 交通事故の惨状			
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント			
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力			
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方 法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止	90 (20)	150 (30)	150 (30)
7 事故事例研究に基づく安 全運転の方法			60 (60)	120 (120)
8 講習対象者別に必要な安 全運転の知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自覚 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚	(90)	(120)	(120)
9 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	180 (160)	120 (120)	120 (120)
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導		120 (120)	150 (150)
11 面接指導		30 (30)	60 (60)	90 (90)
	考查	30 (30)	30 (30)	30 (30)
講習時間合計		360 (360)	600 (600)	720 (720)

備考 講習時間の欄に掲げる数字のうち、() 内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。

別表第4（第10条関係）

処分期間の短縮日数の基準

受講者			考查成績別短縮日数		
処分区画	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
	長期講習	90日 120日 150日 180日	45日 60日 70日 80日	40日 50日 60日 70日	35日 40日 50日 60日
自動車等の運転禁止	短期講習	40日未満	受講日を除く 残り日数	処分日数の80 パーセントに 当たる日数	処分日数の70 パーセントに 当たる日数
	中期講習	40日以上 90日未満	処分日数の50 パーセントに 当たる日数	処分日数の45 パーセントに 当たる日数	処分日数の40 パーセントに 当たる日数
	長期講習	90日以上 180日	処分日数の45 パーセントに 当たる日数	処分日数の40 パーセントに 当たる日数	処分日数の35 パーセントに 当たる日数
備考	1 考査成績について、優は85パーセント以上の成績、良は70パーセント以上の成績、可は50パーセント以上の成績とする。 2 免許の保留及び免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。ただし、考査成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。				

別表第4の2（第10条の2の2関係）

大型車講習、中型車講習及び準中型自動車を使用した準中	方式	講習科目	講習細目	時間

型車講習の科目及び時間割に関する基準事項				
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	1
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	
講習時間合計				4

別表第4の2の2（第10条の3関係）

普通自動車を使用した準中型車講習及び普通車講習の科目及び時間割に関する基準

項目	方式	講習科目	講習細目	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	1
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測	1

			(4) より危険の少ない運転行動	
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路の利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	1
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	1
講習時間合計				4

別表第4の3（第10条の4の2関係）

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の科目及び時間割に関する基準

方式	講習科目	講習細目	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	1
討議 ・ 講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	
実技 ・ 実車	4 ケース・スタディ（交差点）	特徴的事故の危険に対応した走行	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追い越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	
講習時間合計			3

別表第4の3の2（第10条の6関係）

原付講習の科目及び時間割に関する基準

講習の科目	時間（分）
運転の心構え	15
基本操作	15
基本走行	45
応用走行	60
安全運転の知識	45

講習時間合計	180
--------	-----

別表第4の3の3（第10条の7の2関係）

大型 旅客 車講 習、 中型 旅客 車講 習及 び普 通旅 客車 講習 の講 習科 目及 び時 間割 に關 する 基準 事項	方式	講習科目	講習細目	時間
危険を 予測し た運転	実技	1 危険を予測した 運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	2
	討議	2 危険予測ディス カッショニ	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	1
夜間の 運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の とらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	1
悪条件 下での 運転	実技	4 悪条件下での運 転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場 合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	1
身体障 害者等 への対 応	実習	5 身体障害者等へ の対応	(1) 子ども、高齢者の行動特性を理解し た運転行動と対応 (2) 身体障害者の行動特性を理解した運 転行動と対応	1
講習時間合計				6

別表第4の4（第10条の9関係）

応急救護処置講習(一)の科目及び時間割に関する基準

方式	講習科目	講習細目	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	1
	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	
	4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	
実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	2
	6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環） (9) 気道異物除去 (10) 止血法	
	7 まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
講習時間合計			3

別表第4の4の2（第10条の10関係）

応急救護処置講習(二)の科目及び時間割に関する基準

方式	講習科目	講習細目	時間
講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	1

	2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	
	4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E D を用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	
	5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	1
	6まとめ	訓練の継続と実行の大切さ	
実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	1
	8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	
	9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	2
	10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法	
	11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の止血 (5) 効果的な止血法	
	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合	1
	13 固定法		
講習時間合計			6

別表第5（第12条関係）

指導員等講習の科目及び時間割に関する基準

講習の科目	時間（分）			
	教習指導員	技能検定員	副管理者	副管理者を兼ねる指導員等
教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	240			
自動車教習所に関する法令等についての知識	120	120	120	
教習指導員として必要な教育についての知識	120			
教習指導員又は技能検定員として必要な自動車の運転技能	60	120		
技能又は学科教習の教習方法	180			
教則の内容となつてゐる事項		240	240	
技能検定の実施に関する知識		120		
自動車の運転技能の評価方法に関する知識		120		
自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法		240		
自動車教習所の管理に関する知識			360	360
講習時間合計	720	960	720	360

備考 1 この表において「副管理者」とは、管理者を直接補佐する職員を、「指導員等」とは、教習指導員及び技能検定員をいう。

- 2 指導員等を兼ねる副管理者に対する講習時間は、指導員等の講習時間に「指導員等を兼ねる副管理者」欄の時間を加算した時間とする。
- 3 教習指導員の講習は、技能教習課程及び学科教習課程に分けて実施することができる。

別表第6（第13条の2関係）

初心運転者講習の科目及び時間割に関する基準

講習の科目	時間		
	準中型車 普通車 大型自動二輪車 普通自動二輪車	原付車	
1 安全運転意識の向上	60	30	
2 場内コースにおける運転演習	60	50	
3 路上における運転演習	120	40	
4 危険予測訓練	120	80	
5 新たな心構え	60	40	
講習時間合計	420分 (7時間)	240分 (4時間)	

別表第7（第14条の2の2関係）

優良運転者に対する講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者的心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法 令の知識	
講習時間合計		30分

別表第7の2（第14条の3の2関係）

一般運転者に対する講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者的心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10分

3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20 分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20 分
講習時間合計		60 分

別表第7の3（第14条の4の2関係）

違反運転者に対する講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10 分
2 運転者的心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40 分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講習時間合計		120 分

備考 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施する。

別表第8（第14条の5の2関係）

初回更新者に対する講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10 分
2 運転者的心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	10 分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識	40 分

	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分
講習時間合計		120 分

備考 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施する。

別表第9（第14条の8関係）

高齢者講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	
2 運転者的心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	30分
3 安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	60分
講習時間合計		120分

備考 普通車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は講習科目1から4までの受講とし、講習時間は合計60分とする。

1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれ分割した上で連続して行わないことも可能とする。

1から4については、5の順番待ちの時間に行うことも可能とする。

別表第9の2（第14条の9の3関係）

特定任意高齢者講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	30分以上

2 運転者的心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	
3 安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	30 分以上
5 運転適正についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	60 分以上
講習時間合計		120 分以上

備考 普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は5以外の受講とし、講習時間は1時間以上とする。

1から5の実施順序は問わないほか、1から4については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。

1から4については、5の順番待ちの時間に行うことも可能とする。

別表第10（第14条の10の4関係）

違反者講習の講習科目及び時間割に関する基準

1 四輪運転者用

(1) 社会参加活動を含む講習

講習科目	講習細目	時間(分)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	110
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 (4) 飲酒運転の危険性	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本	

	(3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故と故障時の措置	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		30
8 運転適性についての診断と指導 ①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40
9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	150
	考查	30
講習時間合計		360

(2) 社会参加活動を含まない講習

講習科目	講習細目	時間 (分)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 (4) 飲酒運転の危険性	110
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車	

	(9) 危険な場所などの通行 (10) 高速道路の通行 (11) 二輪車に対する注意 (12) 事故と故障時の措置	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		30
8 運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40
9 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	120
10 面接指導		30
	考查	30
講習時間合計		360

2 二輪運転者用

(1) 社会参加活動を含む講習

講習科目	講習細目	時間(分)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	110
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性	
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行	

	(7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止	
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		30
8 運転適性についての診断と指導 ①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40
9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	150
	考查	30
	講習時間合計	360

(2) 社会参加活動を含まない講習

講習科目	講習細目	時間(分)
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任	
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント	
5 安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性	110
6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止	

7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		30
8 運転適性についての診断と指導 ①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	40
9 運転適性についての診断と指導 ②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	120
10 面接指導		30
	考查	30
講習時間合計		360

別表第 11 (第 14 条の 12 関係)

若年運転者講習の科目及び時間割の基準

1 日目 (5 時間)

講習科目	時間
1 運転適性検査 (73C型)	1 時間
2 技能録画① (実車)	1 時間
3 性格と運転の概説 (座学)	1 時間
4 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導① (座学)	1 時間
5 安全運転のための指導① (実車)	1 時間

2 日目 (4 時間)

講習科目	時間
1 技能録画② (実車)	1 時間
2 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導② (座学)	1 時間
3 安全運転のための指導② (実車)	1 時間
4 講習全体の振り返り (座学)	1 時間

別表第 11 の 2 (第 14 条の 12 の 3 関係)

特定小型原動機付自転車運転者講習の科目及び時間割の基準

講習の科目	時間 (分)
交通ルール等に係る理解度チェック	25
被害者及び被害者遺族等の声	15
受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験	20
事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任	15
特定小型原動機付自転車の交通ルール等	20
危険行為に関する学習	40
交通ルール等に係る理解度の再チェック	10

講習の総括	35
講習時間合計	180

別表第 12 (第 14 条の 13 の 2 関係)

自転車運転者講習の科目及び時間割の基準

講習の科目	時間 (分)
交通ルール等に係る理解度チェック	25
被害者及び被害者遺族等の声	15
受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験	20
事故時の自転車運転者の責任	15
自転車の運転ルール	20
危険行為に関する学習	40
交通ルール等に係る理解度の再チェック	10
講習の総括	35
講習時間合計	180

別表第 13 (第 14 条の 15 関係)

特定任意講習の科目及び時間割に関する基準

講習科目	講習細目	時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10 分以上
2 運転者的心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10 分以上
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40 分以上
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60 分以上
	講習時間合計	120 分以上

備考 講習科目 4 の講習細目は、重点を絞り選択して実施する。

別表第 14 (第 15 条関係)

認知機能検査員講習の項目及び時間

講習項目	講習内容	時間 (分)
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	90
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 (4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (5) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (6) 安全運転相談	60
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	150

備考 講習項目 1 及び 2 は、運転免許に係る講習等に関する規則第 7 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成 10 年国家公安委員会告示第 3 号）の表の上欄の道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習欄に応じた下欄に掲げる講習を終了した者に対しては行う必要がない。

別表第 15（第 16 条及び第 17 条関係）

講習指導員等の要件

1 認知機能検査員

項目	要件
年齢	21 歳以上の者であること。
欠格事由	次のいずれにも該当しない者であること。 1 認知機能検査について不正な行為をしたため認知機能検査員の職を解任された日から起算して 2 年を経過していない者 2 法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者
研修等	次のいずれかに該当する者であること。 1 認知機能検査員講習を終了した者 2 認知症の専門医 3 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者 4 自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が実施する認知機能検査員課程を修了した者又は平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間にセンターが実施した高齢者講習指導員課程を修了した者

2 安全運転管理者等講習指導員

項目	要件
年齢	25 歳以上の者であること。
運転免許	普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を有し、かつ、運転経験があること。
欠格事由	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>1 刑罰法令に違反して処罰された前歴がある者、又は現に起訴されている者</p> <p>2 過去 1 年以内に交通事故を起こし、又は交通違反を犯したことのある者</p>
経験等	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 道路交通法令等に精通し、交通安全対策等の業務に従事した経験の期間がおおむね 3 年以上ある者</p> <p>2 交通安全に関する業務について、管理又は監督的地位の経験の期間がおおむね 3 年以上ある者</p> <p>3 センターが実施する安全運転管理研修を修了した者</p>

3 停止処分者及び違反者講習指導員

項目	要件
年齢	25 歳以上の者であること。
運転免許	普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる運転免許を現に受けている者であること。ただし、社会参加活動担当者にあっては、この要件を要しない。
欠格事由	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>1 運転適性指導（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して 2 年を経過していない者</p> <p>2 法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者</p> <p>3 自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪（2 に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者</p>
経験等	<p>次のいずれにも該当する者であること。ただし、社会参加活動担当者にあっては、この要件を要しない。</p> <p>1 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(2) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者</p>

	<p>(3) 中堅運転適性検査指導者専科（平成 12 年度まで実施していた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を含む。以下同じ。）を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者</p> <p>(4) センターが実施する取消処分者講習指導員（警察）研修（平成 24 年まで実施していた取消処分者講習指導員研修を含む。以下同じ。）、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者</p> <p>(5) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね 1 年に満たない者で、警察本部が実施する新任停止処分者・違反者講習指導員研修を受けたもの</p> <p>2 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(2) 普通自動車に係る届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「届出規則」という。）第 1 条第 2 項第 1 号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出教習所指導員課程」という。）及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(3) 普通自動車に係る教習指導員資格者証を有し、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(4) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証を有し、普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(5) 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験の期間がおおむね 1 年以上あり、適任である者</p> <p>(6) 運転免許試験場で技能試験官としての経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>(7) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者</p> <p>(8) センターが実施する取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者</p>
研修等	<p>次のいずれかに該当する者であること。ただし、社会参加活動担当者にあっては、この要件を要しない。</p> <p>1 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験の期間がおおむね 1 年以上ある者</p> <p>2 センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を修了した者</p>

	3 センターが実施する取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験の期間がおおむね1年以上ある者
--	--

4 大型車・中型車・準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪車・大型旅客車・中型旅客車・普通旅客車及び応急救護処置講習指導員

項目	要件
年齢	21歳以上の者であること。
欠格事由	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>1 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止を受けたことのある者</p> <p>2 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習の指導について不正な行為をし、又は当該講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>3 刑罰法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者又は現に起訴されている者</p>
種別要件	<p>次に掲げる講習の種別に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 大型車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを修了した者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法（以下「平成5年改正前の法」という。）第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>イ 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型自動車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で大型自動車免許に係るもの修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの</p> <p>2 中型車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者</p> <p>(2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>(3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型自動車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で中型自動車免許に係るもの</p>

を修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

3 準中型車講習

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「平成27年改正法」という。）による改正後の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている者
- (2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第4条第1項の規定により公安委員会が指定する研修を修了した者であって、平成27年改正法による改正前の法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けているもの
- (3) 平成27年改正法による改正後の法第99条の3第4項第1号に該当する者（準中型自動車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

4 普通車講習

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者
- (2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通自動車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で普通自動車免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

5 大型二輪車講習

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型自動二輪車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で大型自動二輪車免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

6 普通二輪車講習

- (1) 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者
- (2) みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者
- (3) 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者
- (4) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通自動二輪車免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で普通自動二輪車免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

7 大型旅客車講習

- (1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者
- (2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で大型自動車第二種免

	<p>許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの</p> <p>8 中型旅客車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（中型自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの</p> <p>9 普通旅客車講習</p> <p>(1) 法第99条の3第4項の規定により、教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者</p> <p>(2) 法第99条の3第4項第1号に該当する者（普通自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出教習所指導員課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了した者であって、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの</p> <p>10 応急救護処置講習</p> <p>(1) 公安委員会が応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者が実施する養成講習を受け、その課程を修了した者</p> <p>(2) 医師である者</p> <p>(3) 救急救命士である者</p> <p>(4) 応急救護処置に関し、医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）第2号又は第3号（第二種免許を除く。）に掲げる者</p>
--	--

5 原付講習指導員

項目	要件
年齢	21歳以上の者であること。
運転免許	一般原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。
欠格事由	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>1 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止を受けたことのある者</p> <p>2 原付講習の指導について不正な行為をし、又は当該講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年を経過していない者</p> <p>3 刑罰法令に違反し罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者、又は現に起訴されている者</p>
経験等	二輪車安全運転指導員のうち、特別指導員、指導員及び準指導員のいずれかの資格を有し、運転指導の実務経験がある者

6 更新時及び特定任意講習指導員

項目	要件
年齢	21歳以上の者であること。

運転免許	普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を有し、かつ、運転経験があること。
欠格事由	<p>次のいずれかに該当しない者であること。</p> <p>1 刑罰法令に違反して処罰された前歴がある者又は現に起訴されている者 2 過去1年以内に交通事故を起こした者（第一当事者に限る。）又は交通違反を犯した者</p>
経験等	<p>一般運転者に対する講習、違反運転者に対する講習及び初回更新者に対する講習並びに特定任意講習の指導員にあっては、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 自動車等の運転について必要な知識及び技能を有し、自動車等の構造及び取扱いの方法等の知識を有すると認められる者 2 交通安全教育に関する業務に従事した経験の期間がおおむね3年以上ある者 3 交通安全活動又は交通安全対策等の業務に従事した経験の期間がおおむね3年以上ある者</p>

7 高齢者及び特定任意高齢者講習指導員

項目	要件
年齢	21歳以上の者であること。
運転免許	高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。
欠格事由	<p>次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>1 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者 2 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 3 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（2に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p>
経験等	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>1 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者 (2) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者 (3) 中堅運転適性検査指導者専科を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者 (4) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。以下同じ。）における研修指導員としての経験のある者</p>

	<p>(5) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、警察本部が実施する新任高齢者・特定任意高齢者講習指導員研修を受けたもの</p> <p>2 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者 (2) 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験の期間がおおむね1年以上あり、適任である者 (3) 運転免許試験場の技能試験官としての経験の期間がおおむね1年以上ある者 (4) 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験のある者 (5) センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
研修等	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>1 取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験の期間がおおむね1年以上ある者</p> <p>2 センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を修了した者</p> <p>3 センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験の期間がおおむね1年以上ある者</p>

